医科点数等Ｑ＆Ａ

（入院基本料等加算）

Ｑ１　**２０２６年度診療報酬改定で新設された身体的拘束最小化推進体制加算はどのような加算か。また、どのような入院料に加算できるのか。**

Ａ１　身体的拘束最小化についての取り組みを行う体制、その他の事項につき施設基準を届け出た病棟において、１日につき４０点を加算します。

　加算できる入院料は次の通りです。Ａ１０１療養病棟入院基本料、Ａ１０６障害者施設等入院基本料、Ａ１０９有床診療所療養病床入院基本料、Ａ３０８－３地域包括ケア病棟入院料、Ａ３０６特殊疾患入院医療管理料及びＡ３０９特殊疾患病棟入院料。

（医学管理等）

Ｑ２　**生活習慣病管理料（Ⅱ）に新設された眼科医療機関連携強化加算と歯科医療機関連携強化加算について、診療情報提供料（Ⅰ）は同月に併算定可能か。**

Ａ２　診療情報提供料（Ⅰ）の算定要件を満たせば併算定可能です。